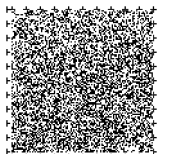


輝こう 私らしく あなたらしく
～ともに育ちあう社会へ～

第4期岡谷市障がい福祉計画

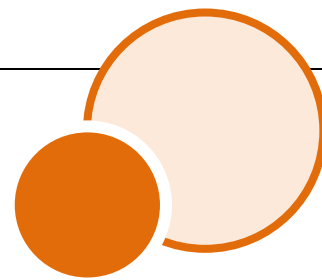
平成27年度～平成29年度
2015-2017

長野県岡谷市



目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画期間	1
3. 「成果目標」と「活動指標」について	2
4. 第4期障がい福祉計画推進の考え方	3
第2章 計画の基本方針	4
1. 障がい者の自立とは	4
2. 「地域生活への移行」及び「就労支援」に関する支援について	4
(1) 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標	4
(2) 「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標	5
(3) 「福祉施設から一般就労への移行」の目標	6
(4) 「就労移行支援事業の利用者数」の目標	6
(5) 「就労移行支援事業の利用者からの一般就労移行の割合」の目標	7
(6) 「地域生活支援拠点等の整備」について	7
第3章 障がい者の自立を支援するための取り組み	8
1. 相談体制の強化と一貫した相談支援体制の構築	8
2. 日中活動の場の確保と就労支援の充実	11
3. 地域における生活の場の確保と在宅生活支援の充実	18
4. 児童福祉法による障がい児通所支援の充実	26
5. 積極的な社会参加に向けた支援の充実	29



1. 計画の位置づけ

「障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について示すものです。策定にあたっては障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的計画である「第4次岡谷市障がい者福祉計画」、その他関連する計画との整合に配慮しました。

2. 計画期間

本計画は、国から示された基本指針に従い、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までを第4期として策定することとします。

3. 「成果目標」と「活動指標」について

平成26年5月15日付けで、障害者総合支援法第87条第1項に基づき、第4期障害福祉計画を策定するにあたって都道府県や市町村が即すべき事項を定めた「基本指針（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（一部改正）」が国から示されました。

この「基本指針」の主な改正内容のうち、「成果目標」「活動指標」に関する考え方は以下の通りです。

○計画の作成プロセスへのP D C Aサイクルの導入

「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の間接評価、評価結果の公表等

「成果目標」

障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定します。

都道府県及び市町村は、基本指針の規定に沿ってそれぞれの成果目標を設定し、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価したうえで必要な対応を行うことになっています。

「活動指標」

国全体で達成すべき数値目標の形では設定していませんが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービス提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込み（活動指標）を定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価します。

国において示された「基本指針」の考え方を踏まえて、本計画においても「成果目標」及び「活動指標」を設定し、これらの数値等をもとに計画の作成（Plan）実施（Do）点検評価（Check）改善（Act）のP D C Aサイクルを実施し、計画のより一層の推進を図ります。

4. 第4期障がい福祉計画推進の考え方

◆ 障がい者の地域生活への移行の一層の推進に関する事項

- ⇒ 福祉施設入所者等の地域生活への移行を一層推進する必要があります。また、入院中の精神障がい者の地域生活移行についても、相談支援により医療機関等と連携を図って移行を推進します。
- ⇒ 地域での生活が継続できるよう、地域定着支援体制の整備や関係者の有機的な連携をめざした仕組みづくりを検討します。

◆ 相談支援体制の充実・強化に関する事項

- ⇒ 地域における相談支援体制の中核となる基幹相談支援センター[※]や各相談支援事業所と連携し、相談支援体制の一層の充実・強化を図ります。
- ⇒ 地域生活における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点整備について検討します。

◆ 一般就労への移行支援の強化に関する事項

- ⇒ 障がい者の一般就労への移行を促進するため、障がい者等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。
- ⇒ 一般就労に対する取り組みを関係機関と連携をとりながら一層推進します。

◆ 障がい児支援に関する事項

- ⇒ 障がい児を支援するためのサービスの充実を図ります。

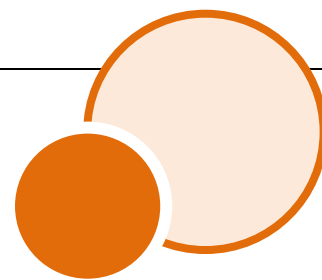
◆ 障がい者の権利を守る取り組みの強化に関する事項

- ⇒ 成年後見制度の充実、障害者差別解消法の施行に向け、障がい者の権利擁護のための体制づくりを推進します。
- ⇒ 虐待に関する実態把握に努め、虐待防止に関する取り組みを関係機関と連携し一層強化するよう検討します。

◆ 災害発生時の支援体制の充実・強化に関する事項

- ⇒ 障がい者が安心して地域生活が送れるよう岡谷市災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域や関係機関と連携を図りながら体制づくりを強化推進します。

[※]基幹相談支援センター：地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、権利擁護、虐待防止等の役割を担う（自立支援協議会の事務局を兼ねることなどにより、地域の相談支援体制に係るネットワークを活用し、役割を強化する）。



1. 障がい者の自立とは

岡谷市では、障がい者福祉施策の基本的な方向性を示す「障がい者福祉計画」において、「輝こう 私らしく あなたらしく ～ともに育ちあう社会へ～」をキャッチフレーズに、「ノーマライゼーションの普及と定着」、「自己選択・自己決定の尊重」を基本理念として掲げています。

障がい福祉計画策定にあたり、障がい者が「自立」ということを、さまざまな支援を得ながら「その人らしく主体的に豊かな生活を送ること」と捉え、障がい者の自立を支えるためには、社会生活において自己選択・自己決定を尊重しながら、その人が能力を十分発揮しつつ、さまざまな分野に積極的に参加できる環境を整備することが重要であると考えます。

障がい者が必要な支援を受けながら、主体的で豊かな生活を送り、地域社会の一員としていきいきと生活していくことのできるまちづくりを進めていくべきである、との基本的な考えのもとに、本計画の推進を図ります。

2. 「地域生活への移行」及び「就労支援」に関する支援について

障がい者の自立に向け、障がい者の「地域生活への移行」及び「就労支援」については、国が掲げる基本指針に基づき、「成果目標」と位置づけ、平成29年度末時点での数値目標を掲げ、その達成をめざした施策の推進を図ります。

(1) 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

第3期計画では、計画当初時点の入所者数を平成17年10月時点（70人）とし、「福祉施設入所者の地域生活移行」について、入所者数の削減目標を13人（18.6%）、入所から地域生活に移行する人数の目標を27人（38.6%）と設定しました。

第4期計画では、計画当初時点の入所者数を平成25年度末時点（56人）とし、平成29年度までに入所者数を3人（5.4%）削減し、入所から地域生活に移行する人数を7人（12.5%）とする目標を設定しました。

【「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標】

	第3期目標	第3期実績 (見込) 平成26年度	第4期目標 平成29年度	備考
計画当初時点の 入所者数 (A)	70人	70人	56人	第3期：平成17年10月時点の入所者数 第4期：平成25年度末時点の入所者数
計画目標年度の 入所者数 (B)	57人	56人	53人	第3期：平成26年度末時点の入所者数 第4期：平成29年度末時点の入所者数
入所者数の 削減目標 (C)	13人 (18.6%)	14人 (20.0%)	3人 (5.4%)	(A) - (B) の人数。 既存入所者の減と、新規入所者の増の 差し引き。 ・第3期：平成26年度末、国10%以上、 県18%以上 ・第4期：平成29年度末、国4%以上、 県7.7%以上
計画期間内に 入所から地域生活 に移行する人数の 目標 (D)	27人 (38.6%)	2人 (2.9%)	7人 (12.5%)	計画当初の施設入所者のうち、 グループホーム、福祉ホーム、 一般住居へ移行する人数。 ・第3期：平成26年度末、国30%以上、 県38%以上 ・第4期：平成29年度末、国12%以上、 県12.2%以上

(2) 「入院中の精神障がい者の地域生活移行」の目標

第3期計画においては、国の指針に基づき「平成23年度末までの退院可能精神障がい者数の減少目標値」を設定することとなっていました。この目標値は抽象的であり、客観的に分析・評価することが困難であったため、目標値として定めませんでした。

第4期計画においては、新たに出された国の指針に基づき、入院を中心とした精神医療から地域で支えるための精神医療への改革にあわせ、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を都道府県の障害者計画で設定することになりました。

市町村においては第3期計画に引き続き、目標値としては見込まないこととなりましたが、今後も地域移行については、医療機関や関係機関等と連携をとりながら推進していきます。以下、国より示された基本指針になります。

■精神科病院から地域生活への移行促進について

- ・入院後3ヶ月経過時点での退院率を64%以上とする。
- ・入院後1年経過時点の退院率を91%以上とする。
- ・長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減らす。

(3) 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

第3期計画では、「福祉施設から一般就労への移行」について、平成23年度の「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する人数」を13人とする目標を設定しました。

第4期計画では「福祉施設から一般就労への移行」について、平成29年度の「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する人数」を平成24年度実績（4人）の2倍となる、8人とする目標を設定します。

【「福祉施設から一般就労への移行」の数値目標】

	第3期目標	第3期実績 (見込) 平成26年度	第4期目標 平成29年度	備考
計画当初時の基準となる一般就労移行者数	2人	2人	4人	第3期：平成17年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数（実績） 第4期：平成24年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数（実績）
目標年度における一般就労移行者数	13人 (6.5倍)	5人 (2.5倍)	8人 (2.0倍)	目標年度末における福祉施設から一般就労に移行する人の数 第3期：国は平成17年度の実績の4倍以上、県は平成17年度実績の2.4倍以上 第4期：国は平成24年度末の実績の2倍以上、県は平成24年度実績の2.2倍以上

(4) 「就労移行支援事業の利用者数」の目標

就労移行支援事業の利用者の数値目標を設定します。

この目標の設定にあたっては、次の事項を基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

○就労移行支援事業の利用者数については平成25年度末の就労移行支援事業所利用者から6割以上増加した数字を基本とする。

この国の考え方を踏まえ、数値目標を次のとおり設定します。

【「就労移行支援事業の利用者数」の数値目標】

	第4期目標 平成29年度	備考
平成25年度末における就労移行支援事業所の利用者数	14人	平成25年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業の利用者数	23人 (64.3%増)	平成29年度末における就労移行支援事業の目標利用者数

(5) 「就労移行支援事業の利用者からの一般就労移行の割合」の目標

就労移行支援事業所の利用者のうち、一般就労へ移行する人の割合について、数値目標を設定します。この目標の設定にあたっては、次の国の指針を基本事項とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定するとされています。

○平成29年度末において、就労移行支援事業の利用者のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

この国の考え方を踏まえ、数値目標を次のとおり設定します。

【「就労移行支援事業の利用者からの一般就労移行の割合」の数値目標】

	第4期目標 平成29年度	備考
平成29年度末の就労移行事業所数（A）	5箇所	平成29年度末において就労移行支援事業所の数
就労移行支援事業所のうち 就労移行率が3割以上の事業所数（B）	3箇所	平成29年度末において利用者が一般就労した割合が3割を超えた事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行率が3割を超える事業所数の割合（B）／（A）	60.0%	平成29年度末において就労移行支援事業所を利用する人のうち、一般就労した割合が3割を超えている就労移行支援事業所の割合

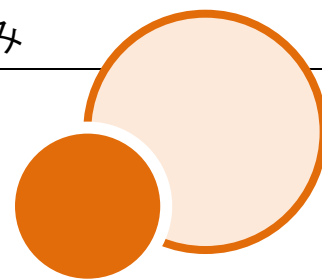
(6) 「地域生活支援拠点等の整備」について

障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性をもった職員、地域の体制づくりの推進等）の集約を行う拠点等について、平成29年度までに各市町村または各圏域に少なくとも一つの拠点を整備することとなっています。

諏訪地域障害者自立支援協議会で検討を進め、諏訪圏域において地域生活支援の面的な体制を整備することとします。

【「地域生活支援拠点等の整備」の目標】

	第4期目標 平成29年度
平成29年度末の地域生活支援拠点の数	自立支援協議会で検討を進め、諏訪圏域で地域生活支援の面的な体制を整備することとします。



1. 相談体制の強化と一貫した相談支援体制の構築

障がい者が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、障がいや日常生活に関することを気軽に相談でき、適切な情報提供が行われる仕組みが必要であるとともに、就学前から就学、就業支援等にいたるまで、生涯にわたる一貫した相談支援体制が必要です。

一人ひとりの障がいの状況や能力、意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報の共有をし、必要に応じた情報提供及びサービス利用に関する支援、適切な相談支援が行える体制づくりを引き続き推進します。

多様化するニーズに対応するため、諏訪圏域障害者総合支援センターオアシスは基幹相談支援センターとして専門的な相談支援や相談支援事業所の指導や助言も行います。

また、だれもが身近で気軽に相談できる相談体制や窓口等について、さまざまな機会を通じて、障がい者やその家族等に周知します。

●具体的な取り組みについて

(1) 指定特定・一般相談支援事業

障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、県や市が指定した相談支援事業者の相談支援専門員が生活全般に関する相談や、障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画（プログラム）作成、モニタリング等を行います。

対象者を障がい福祉サービスや地域相談支援を利用するすべての障がい者に拡大し、平成24年度から平成26年度の3年間で段階的に実施してきました。

見込量は、障がい福祉サービス利用者数をもとに、今後のサービス利用の増加を見込み、算出しました。

●実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)	
相談支援（合計利用者数）	利用者数／月	5人	18人	35人	
		計画相談支援	4人	15人	32人
		地域移行支援	1人	3人	2人
		地域定着支援	0人	0人	1人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	
相談支援（合計利用者数）	利用者数／月	64人	63人	66人	
		計画相談支援	61人	61人	61人
		地域移行支援	3人	1人	3人
		地域定着支援	0人	1人	2人

※月間の利用者数の推計

(2) 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）、後見人等の報酬の全部または一部を助成し、障がい者の権利擁護を図ります。

●実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
成年後見制度利用支援事業	0件	0件	0件

●今後のサービス見込量について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件

(3) 地域自立支援協議会

諏訪地域における本計画の推進と障がい福祉サービスの適切な運用及び相談支援事業の適正かつ効果的な運営体制を確保するため、諏訪地域障害福祉自立支援協議会が設置されています。協議会には6つの部会（地域生活支援、就労支援、療育支援、精神障害者地域生活支援、相談支援、権利擁護）が設置され、各々の分野における課題についての協議等が行われます。

●諏訪地域障害福祉自立支援協議会の協議事項と構成団体

協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における関係機関の情報の交換と研修 ・ 地域における関係機関の業務及び活動を通じて課題となっている事項の協議 ・ 障がい福祉計画の検討及び進捗状況の評価、具体化に向けた協議 ・ 相談支援事業の評価と課題についての協議 ・ サービス等利用計画の質の向上を図る ・ 地域移行のネットワークや資源開発 ・ 地域における障がい者虐待防止等のためのネットワーク ・ その他、障害者総合支援法の円滑な推進に関し必要な事項
構成団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者・当事者団体・家族関係者団体 ・ 障がい福祉サービス事業者等 ・ 保健・医療関係機関 ・ 教育関係機関 ・ 雇用関係機関 ・ 行政関係機関

2. 日中活動の場の確保と就労支援の充実

障がい者が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域で安心していきいきと過ごすことのできる日中活動の場が確保されていなければなりません。

障害者総合支援法の施行により、入所・通所の各施設で提供されてきたサービスが「日中活動系サービス」として提供されています。提供事業者等の意向を尊重しながら、障がい者本人が主体的に選択し、必要なサービスが適切に提供される体制の充実に努めます。

また、一般企業などへの就職が困難な障がい者を対象とする福祉的就労の場の確保、特別支援学校等から地域の企業・事業所への一般雇用・就労の促進、雇用後の安定就労が継続されるための支援など、就労支援体制の拡充に努めます。

●具体的な取り組みについて

(1) 生活介護

常に介護を必要とする障がい者のうち、①障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）、②50歳以上で、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）の人を対象に、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

見込量は、平成24年度から平成26年度の利用者数の実績を踏まえ、1ヶ月の1人あたり利用日数を22日として算出しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
生活介護	日数/月	1,112日	1,526日	1,622日	1,706日
	利用者数/月	50人	76人	82人	85人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	日数/月	1,892日	1,914日	1,936日
	利用者数/月	86人	87人	88人

(2) 自立訓練

【自立訓練（機能訓練）】

①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人、②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人を対象に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。

【自立訓練（生活訓練）】

①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人、②特別支援学校卒業生や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。

見込量は、現在の利用者数の状況を基本に機能訓練については1ヶ月の1人あたり利用日数を22日とし、生活訓練については1ヶ月の1人あたり利用日数を14日として算出しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
自立訓練（機能訓練）	日数／月	2日	9日	0日	21日
	利用者数／月	2人	2人	0人	1人
自立訓練（生活訓練）	日数／月	37日	0日	4日	0日
	利用者数／月	2人	0人	1人	0人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練（機能訓練）	日数／月	22日	22日	22日
	利用者数／月	1人	1人	1人
自立訓練（生活訓練）	日数／月	14日	14日	14日
	利用者数／月	1人	1人	1人

(3) 就労移行支援

一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います（利用期間24ヶ月以内）。

見込量は、平成27年度以降に新規事業所が開設されることから、利用人数の増加を見込み、1ヶ月の1人あたり利用日数を22日として算出しました。

また、平成29年度末における利用者数については、「就労移行支援事業の利用者数の目標」に基づき、平成25年度末の利用者（14人）から6割以上増加した人数を基本として設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
就労移行支援	日数/月	87日	133日	267日	244日
	利用者数/月	7人	12人	14人	13人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	日数/月	308日	396日	506日
	利用者数/月	14人	18人	23人

(4) 就労継続支援（A型）

①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用には結びつかなかった人、②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人、③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人を対象に、通所により雇用契約に基づく就労の機会の提供を通じて、知識・能力の向上のために必要な訓練・指導等を行います。

見込量は、平成25年度及び平成26年度（見込）の利用者数を踏まえ、1ヶ月の1人あたり利用日数を22日として算出しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 （見込）
就労継続支援（A型）	日数／月	64日	88日	171日	252日
	利用者数／月	3人	4人	9人	12人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（A型）	日数／月	330日	396日	462日
	利用者数／月	15人	18人	21人

(5) 就労継続支援（B型）

①企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人、②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人、③50歳に達している人、④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人を対象に、通所により就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

見込量は、平成23年度から平成25年度までの実績を踏まえて、1ヶ月の1人あたり利用日数を17日と設定し、利用者数については平成27年度に新規事業所が開設されることから、増加を見込み設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
就労継続支援（B型）	日数／月	1,278日	1,121日	1,270日	1,151日
	利用者数／月	69人	74人	68人	65人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援（B型）	日数／月	1,224日	1,275日	1,326日
	利用者数／月	72人	75人	78人

(6) 療養介護

医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、①ALS（筋萎縮側索硬化症）患者など、呼吸管理を行っている障害支援区分6の人、②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の援助を行います。

見込量は、平成27年度以降の利用者数についても大きな変化はないものと考え、設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
療養介護	利用者数/月	1人	6人	6人	7人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	利用者数/月	8人	8人	8人

(7) 地域活動支援センター

地域で生活する障がい者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援やさまざまな相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を行います。

ひだまりの家、身体障害者デイサービス和楽が地域活動支援センターとして事業を実施しています。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
地域活動支援センター	実施施設数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用人数	37人	30人	29人	24人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	実施施設数	2箇所	2箇所	2箇所
	実利用人数	25人	25人	25人

(8) 生活支援事業

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施するため、岡谷市社会福祉協議会に委託して実施します。

●実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
生活支援事業（講座）	10回	10回	10回	10回

●今後のサービス見込量について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活支援事業（講座）	10回	10回	10回

3. 地域における生活の場の確保と在宅生活支援の充実

障がい者が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域で安心して暮らしていくことのできる生活の場と、家族をはじめ日常生活を支える介助者が欠かせません。

施設や病院等から地域へ生活の場を移行しようと希望している障がい者の受け皿として、グループホームの整備を促進するとともに、在宅生活を支える居宅介護等について、障がい特性に応じた提供体制の確保に努めます。

また、必要な人が施設を生活の場として適切に利用できるよう支援します。

さらに、介助している家族等の緊急時や一時的な休息に対応できるよう、障がい者を一時的に預かる場の充実を図り、障がい者の在宅生活を支援します。

●具体的な取り組みについて

(1) 共同生活援助

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

見込量は、新規のグループホームが開設されることから、増加を見込み設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	38人	42人	36人	41人
共同生活介護 (ケアホーム)					

※平成26年度より共同生活介護が共同生活援助へ統合され、一元化された。

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	実利用者数	45人	45人	45人

(2) 施設入所支援

生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）及び自立訓練、就労移行支援等の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人を対象に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）。

見込量は、「福祉施設入所者の地域生活移行の目標」に基づき、平成25年度末の施設入所者（56人）から3人（5.4%）削減した数値として設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
施設入所支援	実利用者数	56人	58人	56人	56人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	実利用者数	55人	54人	53人

(3) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【居宅介護】

障害支援区分1以上の人を対象に、自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（障害支援区分4以上）を対象に、自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

【同行援護】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者を対象に、移動時及びそれに伴う外出先において必要な介護等を行います。

【行動援護】

知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人（障害支援区分3以上）を対象に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。

【重度障害者等包括支援】

常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、①四肢のすべてに麻痺等があり、寝たきり状態の障がい者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者または最重度の知的障がい者、②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者を対象に、心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等）を包括的にを行います。

見込量は、平成23年度から平成25年度までの給付実績等を考慮して算出しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
居宅介護	時間／月	659時間	656時間	586時間	623時間
	利用者数／月	98人	90人	56人	57人
重度訪問介護	時間／月	17時間	16時間	17時間	16時間
	利用者数／月	1人	1人	1人	1人
同行援護	時間／月	19時間	68時間	104時間	84時間
	利用者数／月	14人	17人	11人	13人
行動援護	時間／月	26時間	25時間	18時間	26時間
	利用者数／月	2人	2人	2人	2人
重度障害者等包括支援	時間／月	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数／月	0人	0人	0人	0人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	時間／月	633時間	643時間	653時間
	利用者数／月	58人	59人	60人
重度訪問介護	時間／月	16時間	16時間	16時間
	利用者数／月	1人	1人	1人
同行援護	時間／月	91時間	98時間	104時間
	利用者数／月	13人	14人	15人
行動援護	時間／月	26時間	26時間	26時間
	利用者数／月	2人	2人	2人
重度障害者等包括支援	時間／月	0時間	0時間	0時間
	利用者数／月	0人	0人	0人

(4) 訪問入浴サービス

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車等により居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

見込量については、給付実績とほぼ同数で推移していくものと考え、設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	実施施設数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	利用者数/月	6人	5人	7人	6人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/月	6人	6人	6人

(5) 短期入所

居宅で介護を行う人の病気やその他の理由により、障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がい者を対象に、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。

見込量は、平成27年度に市内に新規事業所が開設されることから、利用日数の増加が予想されること等を踏まえて設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
短期入所	日数/月	48日	53日	64日	31日
	利用者数/月	18人	21人	15人	10人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
短期入所	日数/月	39日	41日	43日
	利用者数/月	11人	11人	11人

(6) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

見込量は、平成23年度から平成25年度の利用実績を踏まえて設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
日中一時支援事業	実施施設数	5箇所	8箇所	8箇所	8箇所
	実利用者数	33人	43人	45人	39人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	実利用者数	47人	49人	51人

(7) 日常生活用具等給付事業

重度の障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。見込量は、平成23年度から平成25年度の実績の伸び率を踏まえ、算出しました。

ストマ用具は、1ヶ月分の申請を1件として積算してあります。

●日常生活用具の内容と対象者

用具の種類	主な内容・対象者など
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどを給付します。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
⑤排泄管理支援用具	ストマ用具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
⑥住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	手すりの取り付け、段差の解消など小規模な障がい者の住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

●実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
①介護・訓練支援用具	9件	2件	6件	2件
②自立生活支援用具	12件	9件	11件	18件
③在宅療養等支援用具	13件	8件	7件	3件
④情報・意思疎通支援用具	13件	10件	9件	7件
⑤排泄管理支援用具	1,064件	1,040件	1,076件	1,073件
⑥住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	2件	1件	3件	2件

●今後のサービス見込量について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護・訓練支援用具	5件	5件	5件
②自立生活支援用具	10件	10件	10件
③在宅療養等支援用具	8件	8件	8件
④情報・意思疎通支援用具	10件	10件	10件
⑤排泄管理支援用具	1,080件	1,090件	1,100件
⑥住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	2件	2件	2件

(8) 児童デイサービス

障がい児を対象とした施設・事業等のサービスについて、施設入所等（都道府県事業）は児童福祉法、児童デイサービスについては障害者自立支援法として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

平成24年度以降の障がい児を対象としたサービスについては、「4. 児童福祉法による障がい児通所支援の充実」に記載してあります。

●実績

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	利用者数	0人	0人	4人

4. 児童福祉法による障がい児通所支援の充実

障がい児を対象としたサービスは大きく分け、障害者総合支援に基づく居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービスと児童福祉法に基づく障がい児支援があります。

障がいのある子どもがそのもてる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな教育を行っていくとともに、教育、保育等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制及び専門的な支援の確保や共生社会の形成を促進することが重要になります。

障がい児の通所施設は、以前は障がい種別ごとに分かれていましたが、複数の障がいに対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。

●具体的な取り組みについて

(1) 児童発達支援

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

●実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
児童発達支援	日数/月	66日	118日	112日
	利用者数/月	5人	9人	8人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	日数/月	135日	144日	153日
	利用者数/月	9人	9人	9人

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行う施設ですが、諏訪圏域には施設がないため、実績及び見込量はありません。

(3) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児が放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

見込量は、平成27年度に新規事業所が開設されることから、増加を見込み設定しました。

●実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
放課後等デイサービス	日数/月	23日	24日	5日
	利用者数/月	5人	7人	3人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等デイサービス	日数/月	120日	165日	220日
	利用者数/月	15人	15人	20人

(4) 保育所等訪問支援

障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

●実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
保育所等訪問支援	日数/月	0日	1日	1日
	利用者数/月	0人	1人	1人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所等訪問支援	日数/月	1日	1日	1日
	利用者数/月	1人	1人	1人

(5) 障害児相談支援

障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

見込量は、平成27年度に新規事業所が開設されることから、増加を見込み設定しました。

●実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
障害児相談支援	利用者数/月	2人	3人	5人

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	利用者数/月	8人	8人	10人

5. 積極的な社会参加に向けた支援の充実

障がい者が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、積極的に社会参加できる環境とその機会が提供されることが必要です。

障がいの特性に応じたさまざまな支援を充実し、地域活動や余暇活動等への積極的な参加を促進します。

また、障がい者でも気軽に参加できるイベントなど、社会参加しやすい機会の提供を充実させるとともに、レクリエーションや文化活動などを自主的に行う団体等に対する支援を行い、一人ひとりの意向や状況に応じていきいきと社会参加できる環境づくりに努めます。

●具体的な取り組みについて

(1) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者が積極的に社会参加できるよう、申請に応じて手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者の設置により、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が円滑にコミュニケーションを図ることができるよう支援します。

見込量は、平成24年度から平成26年度の実績を踏まえ、設定しました。

●実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
①手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	39人	27人	39人	40人

●今後のサービス見込量について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①手話通訳者設置事業	1人	1人	1人
②手話通訳者・要約筆記者派遣事業	40人	40人	40人

(2) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者（児）を対象に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加の際の外出支援を行います。重度訪問介護、同行援護、行動援護対象者等を除き、通院等介助以外の部分がこの事業に該当します。

見込量は、平成24年度及び平成25年度の利用状況をもとに今後の利用者数及び利用時間を設定しました。

●実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
移動支援事業	利用者数／月	38人	37人	42人	42人
	利用時間／月	229.5時間	203.4時間	205.0時間	236.4時間

※人数は個別支援の人数。時間はグループ支援含む。

●今後のサービス見込量について

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	利用者数／月	45人	45人	45人
	利用時間／月	230時間	230時間	230時間

(3) 社会参加促進事業

スポーツ大会やレクリエーション、創作教室・作品展等の文化活動を行うとともに、音訳による広報紙の発行、手話奉仕員等の養成、自動車免許取得や改造に対する助成など、さまざまな支援を通じて、障がい者の社会参加を促進します。

●実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
スポーツ・レクリエーション教室等開催	6回	3回	6回	5回
芸術・文化講座の開催	2回	2回	2回	2回
点字・声の広報等の発行	12件	12件	12件	12件
奉仕員（手話通訳者）の養成	2講座	2講座	2講座	2講座
自動車運転免許取得・改造費助成	2件	2件	1件	2件

●今後のサービス見込量について

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ・レクリエーション教室等開催	6回	6回	6回
芸術・文化講座の開催	2回	2回	2回
点字・声の広報等の発行	12件	12件	12件
奉仕員（手話通訳者）の養成	2講座	2講座	2講座
自動車運転免許取得・改造費助成	3件	3件	3件

(4) その他の福祉サービス

1. 移動に関するサービス

●実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
福祉タクシー（ふくし～）（運行回数）	33,553回	31,058回	29,735回	29,000回
市民バス（シルキーバス）	7路線	7路線	7路線	7路線
寝台車利用補助事業	36件	34件	56件	55件
障害者通所通園等補助事業	0人	0人	0人	1人

2. その他のサービス

●実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込)
身体障害者住宅整備事業	3件	0件	1件	1件
福祉機器リサイクル事業	2件	3件	4件	3件
タイムケア事業	78人	53人	62人	80人
障害児（者）施設訪問看護サービス事業	0人	0人	0人	0人

第4期岡谷市障がい福祉計画

■発行日／平成 27 年 3 月

■発行／岡 谷 市

■編集／岡谷市健康福祉部社会福祉課
